

別紙 2

番号	302
特定事業の名称	営利を目的としない法人による前払式証券発行特例事業
措置区分	省令
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第11条の3
特例を講ずべき法令等の現行規定	前払式証券法において、第三者発行型前払式証券(発行体以外の第三者に対しても使用できる前払式証券)は、その発行に当たり発行体である法人が事前登録をすることが必要であり、その要件の1つとして資本要件(資本又は出資の額が1億円(使用できる範囲が一市町村に限定されているときは、1,000万円)以上、かつ、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の100分の90以上)が課されている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、以下に掲げる要件を満たす構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められた者に対して前払式証券法の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。</p> <p>1. 営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること。</p> <p>2. 地方公共団体が、以下の事項について、購入者保護の観点から適正であると認めて、構造改革特別区域計画に具体的に記載していること。</p> <p>(1) 発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由</p> <p>(2) 「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由</p> <p>(3) 発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項</p> <p>(4) 「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決及び「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	本特例措置に伴い、「地域通貨」の発行業務を行うためには、地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、同計画に定められた実施主体が財務(支)局に対し登録の申請を行い、登録されることが必要となる。

* この特例措置については、平成18年度中に全国展開される予定となっています。

番号	510
特定事業の名称	特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	刑事施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどるところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅広い事務を行っている。これらの事務については、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律では、刑事施設の長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を刑事施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設(当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件(1)に該当する刑事施設をいう。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該刑事施設の長は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長(以下「管轄矯正管区長」という。)の登録を受けた法人(当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。)に、当該刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における同法その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。</p> <p>(1) 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施</p> <p>(2) 受刑者の分類のための調査の実施</p> <p>(3) 被収容者の行動の監視及び施設の警備(被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)</p> <p>(4) 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>(5) 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施</p> <p>(6) 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助</p> <p>(7) 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助(信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法(2)によるものに限る。)</p> <p>(8) 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施</p> <p>(9) 被収容者の領置物(金銭を除く。)の保管</p> <p>(10) その他(1)から(9)の事務に準ずるものとして政令で定める事務(3)</p> <p>2. 上記1.の登録は、法務省令(4)で定めるところにより、委託を受けて上記1.(1)から(10)に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。</p> <p>3. 管轄矯正管区長は、上記2.による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。</p> <p>(1) 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。</p> <p>(2) 下記6.により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。</p>

(3) 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記5.において同じ。)のうち以下のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記8.に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

4. 刑事施設の長は、上記1.による委託をしたときは、その委託を受けた法人(以下「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。

5. 刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。)が、下記7.若しくは下記8.に違反し、上記4.により刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6. 管轄矯正管区長は、上記1.の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正な手段により上記1.の登録を受けたとき。

(2) 上記3.の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。

(3) 法第11条の規定若しくはこれに基づく命令又は上記5.による指示に違反したとき。

7. 受託者は、上記3.の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8. 委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。)

9. 委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(1) 告示において、(1)都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2)犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないことを要件として定める。

(2) 告示において、(1)信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること、(2)外形の検査は、(イ)受信書にあっては、受取人が収容されているかどうか、(ロ)受刑者の信書にあっては、信書を発受することを禁止された者であるかどうか、(ハ)受刑者が発する信書にあっては、制限された通数を上回っているかどうか、(ニ)信書以外の物若しくは書類、第三者あての信書若しくは第三者からの信書又は危険物若しくは禁制品が混入しているかどうかについて実施すること、(3)内容の検査は、(イ)暗号の使用その他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ)発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ハ)発受によって、施設の規律及び秩序の維持を害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(ニ)その他(イ)から(ハ)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4)外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5)委託事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、直ちに当該信書を刑務官に提出することを方法として定める。

(3) 政令において、(1)収容の開始に際して行う被収容者の指静脈の情報(個人の識別のために用いられる電子計算機の用に供するための指静脈の画像情報をいう。)の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)による採取の実施、(2)受刑者の改善指導又は教科指導に関する講習、講話その他これらに類する事務の実施を事務として定める。

	(4)法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長に(1)法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2)事務を行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3)事務を開始しようとする年月日、(4)事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、(1)事務を行うに足りる技術的能力を説明する書類、(2)直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、(3)定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、(4)役員の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。)及び当該役員が上記3.の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面を添付することを定める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	511・929
特定事業の名称	特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律、医療法
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律には、国が刑事施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委託しようとする場合において、管理を受託した医療機関に対する国の監督規定が設けられていないことから、病院等の管理を委託することができない。</p> <p>また、刑事施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定されておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等を利用させることができない。</p>
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に刑事施設(その施設内に国が開設した病院又は診療所(以下「施設内病院等」という。)の管理を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法第31条に規定する者その他政令で定める者()であって当該地方公共団体が指定するものをいう。以下同じ。)に行わせることが当該刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実を図るため、当該刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具(以下「診療設備等」という。)が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。</p> <p>2. 法務大臣は、上記1.の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>3. 上記1.に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>()政令において、(1)医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げる者及び同条第6項に規定する独立行政法人、(2)国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人、(3)社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、(4)民法第34条の規定により設立された法人とする。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	806
特定事業の名称	三歳未満児に係る幼稚園入園事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法第80条
特例を講ずべき法令等の現行規定	幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区における経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該特区内の幼稚園においては学校教育法第78条第2号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、学校教育法第80条の規定にかかわらず、満2歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該特区内の幼稚園に入園することができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成18年度中に全国展開に係る措置をする予定となっています。

番号	927
特定事業の名称	市町村による狂犬病予防員任命事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条
特例を講ずべき法令等の現行規定	狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。
特例措置の内容	市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法(以下「法」という。)第3条第1項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには法第6条第1項から第3項まで、第7項及び第9項並びに第21条に規定する犬の抑留に係る事務を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第3条第1項、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。 この場合においては、法第23条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員(捕獲人)の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関しても都道府県等と同様の措置が求められるものである。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、速やかに全国展開に係る措置をする予定となっています。

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1)「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号) 第4章第5節 基準該当生活介護に関する基準</p> <p>(3)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第5章第5節 基準該当児童デイサービスに関する基準</p> <p>(4)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第6章 短期入所に関する基準</p> <p>(5)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第9章第5節 基準該当自立訓練(機能訓練)に関する基準</p> <p>(6)「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第10章第5節 基準該当自立訓練(生活訓練)に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1)(ア)第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>(イ)第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ)第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>(エ)第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂</p> <p>イ 居間及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p> <p>二 宿泊室</p> <p>イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ハ イ及びロを満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p>

(2)第94条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(3)(ア)第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上

2 (略)

(イ)第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(4)(ア)第115条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第5条第8項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び当該指定短期入所の事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

(イ)第117条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 第115条第2項の規定の適用を受ける施設にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(5)第163条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(6)第172条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

特例措置の内容	居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、また、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児(者)関係施設から技術的支援を受けることが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児(者)が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1007
特定事業の名称	特定漁港施設運営高度化推進事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	漁港漁場整備法第37条第1項 国有財産法第18条第1項 地方自治法第238条の4第1項 民法第604条 借地借家法第3条及び第4条
特例を講ずべき法令等の現行規定	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)(抜粋) 第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画又は漁港管理規程によつてする場合は、この限りでない。 国有財産法(昭和23年法律第73号)(抜粋) 第18条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。 * 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成18年法律第35号)による改正後の規定を掲載(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行) 地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋) 第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。 * 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正後の規定を掲載(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行) 民法(明治29年法律第89号)(抜粋) 第604条 賃貸借の存続期間は、20年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20年とする。 2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から20年を超えることができない。 借地借家法(平成3年法律第90号)(抜粋) 第3条 借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。 第4条 当事者が借地契約を更新する場合においては、その期間は、更新の日から10年(借地権の設定後の最初の更新にあつては、20年)とする。ただし、当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する特区内の漁港(漁港漁場整備法第2条に規定する漁港であつて、その取り扱う水産物の数量が一定数量以上であるものに限る。以下同じ。)において、特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設、係留施設、輸送施設等をいう。)の運営を行う事業で当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善等の特定漁港施設の機能の高度化に資するもの(以下「特定漁港施設運営高度化推進事業」という。)のうち、当該漁港の漁港管理者(同法第25条第1項又は第2項の規定により決定された地方公共団体をいう。以下同じ。)により当該特定漁港施設運営高度化推進事業を実施するために必要な資力及び信用を有すること並びに水産物の流通の高度化に関する知識及び技術を有することという基準に適合すると認められた者(以下「事業者」という。)が実施するものを促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、国又は地方公共団体(これらの者の委託を受けて当該特定漁港施設の管理を行う漁港管理者を含む。以下同じ。)は、国有財産法第18条第1項又は地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該事業者が実施する特定漁港施設運営高度化推進事業の用に供するため、行政財産(国有財産法第3条第2項又は地方自治法第238条第3項に規定する行政財産をいう。)である特定漁港施設を当該事業者に貸し付けることができる。 2. 上記1.の規定による貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用しない。

	<p>3. 国有財産法第21条及び第23条から第25条まで並びに地方自治法第238条の5第4項から第6項までの規定は、上記1.の規定による貸付けについて準用する。</p> <p>4. 上記1.の規定により国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を事業者に貸し付ける場合における漁港漁場整備法第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は漁港管理規程によつてする場合」とあるのは、「若しくは漁港管理規程によつてする場合又は構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第8項の規定により認定(同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。)を受けた場合」とする。</p> <p>5. 漁港管理者は、特定漁港施設を貸し付ける者が上記1.の基準に適合すると認めるに当たっては、公告、縦覧、意見書の提出等公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6. 上記5.に定めるもののほか、漁港管理者は、特定漁港施設の貸付けを受けることとなった事業者の氏名又は名称、事業の概要、事業者の選定経緯等を公表しなければならない。また、国又は地方公共団体は、特定漁港施設貸付契約において、契約解除条項、報告徴収等に関する条項等を規定しなければならない。</p> <p>* 3.中「地方自治法第238条の5第4項から第6項まで」は、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)前は、「地方自治法第238条の5第3項から第5項まで」</p>
同意の要件	法第21条で定める所要の手続にのっとっていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、遅くとも平成19年度中に全国展開される予定となっています。

番号	1109
特定事業の名称	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	高圧ガス保安法容器保安規則第25条、第26条(容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(以下「容器細目告示」という。))第2条)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の1.から3.の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びDME自動車の燃料タンクについて、車載状態のまま容器再検査を受けることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講ずる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>1. 当該再検査を受けようとする容器の仕様(圧力、材料、容量、寿命等)</p> <p>2. 例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策</p> <p>3. 実際に行われる容器再検査の具体的方法(容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏洩試験などを参考にされたい。)</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項1.から3.の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1307
特定事業の名称	網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業
措置区分	省令・通知
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第48条第1項等
特例を講ずべき法令等の現行規定	網・わな猟に係る狩猟免許について、網及びわなの両方の使用を目的とした免許となっている。
特例措置の内容	<p>鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することができることとする。</p> <p>なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施に係る事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。</p> <p>また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。</p> <p>さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

* この特例措置については、平成19年4月16日に全国展開される予定となっています。